

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

#### 自衛官の募集

保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の中出の受理

公有水面の埋立ての免許

県が工事を行う町道の区域の決定

過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工事の一部の完了

開発行為に関する工事の完了(二件)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百十六号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十九年度第二次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

#### 二 募集期間

1 男子については、昭和五十九年七月一日から同年九月三十日までとする。

2 女子については、昭和五十九年九月十七日から同年十月十三日までとする。

#### 三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

2 女子については、昭和五十九年十月十九日とする。

#### 四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八一三

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町七〇九

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町三二七

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市両三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐屯地

五 採用予定月

1 男子については、募集期間中の毎月とする。

2 女子については、昭和六十年三月とする。

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第五百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡垣駅前医院	鳥取市栄町五〇四	昭和五十九年六月十八日
鳥取県米子保健所	米子市西福原四四四	昭和五十九年六月二十三日
鳥取県倉吉保健所	倉吉市東畿城町二	〃
松野 医院	境港市京町三四一	昭和五十九年六月二十七日
涌島歯科湖山医院	鳥取市湖山町三六九〇一	昭和五十九年六月十六日
山本 歯科医院	鳥取市末広温泉町二二一	昭和五十九年六月二十八日
諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町大字弓原二九三 一、二	昭和五十九年六月二十三日
潮 齒科 医院	西伯郡会見町天万九〇七一四	昭和五十九年六月十六日
桑谷至誠道薬局	米子市糺町二丁目五〇一三	昭和五十九年六月十五日

国立療養所西鳥取病院	鳥取市三津八七六	昭和五十九年七月一日
鳥取市立病院	鳥取市幸町七一	"
医療法人仁厚会倉吉病院	倉吉市山根四三	"
国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町新通り三一三〇	"
鳥取県郡家保健所	八頭郡郡家町大字郡家四〇	"
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	"
太田原医院	気高郡気高町大字宝木八二七	"
国立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田六九〇	"
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町大字山田八二七	"
佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六一	"
鳥取県根雨保健所	日野郡日野町根雨七一―一	"
株式会社大陽堂薬局上井営業所	倉吉市上井町一丁目八一七	"
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬四七一―一八	"

鳥取県告示第五百十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町一丁目二六一―一	昭和五十九年六月一日
美萩野歯科診療所	鳥取市美萩野一丁目一八―一五	"

鳥取県告示第五百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	小林薬局マロニエ店	所在地	倉吉市昭和町一丁目二六一一	申出の都道府県名	全国	申出の受理の年月日	昭和五十九年六月一日
所	美萩野歯科診療所		鳥取市美萩野一丁目二八一				

鳥取県告示第五百二十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十九年七月十三日

鳥取県知事 西尾 邑次

一 免許の日

昭和五十九年七月六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡福部村大字岩戸字屋敷二一九―二から二七二までの地先公有

水面

(二) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 岩戸漁港防波堤灯台（北緯三五度三三分四八秒東経一三四度一六分三八秒）から一〇八度五〇分一七九・〇〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から三一二度二〇分九・一〇メートルの地点
- 2の地点 A地点から一七六度〇〇分一六六・七〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から一七九度三〇分三三二・〇〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から二〇六度〇〇分一五六・〇〇メートルの地点
- 5の地点 A地点から二〇八度五〇分一九・〇〇メートルの地点
- 6の地点 A地点から二三〇度〇〇分一四二・〇〇メートルの地点
- 7の地点 A地点から二〇五度四五分六八・五〇メートルの地点
- 8の地点 A地点から二〇三度二〇分六六・五〇メートルの地点
- 9の地点 A地点から二五二度四五分三六・二〇メートルの地点

(三) 面積

一一、四一六・〇〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡福部村大字岩戸字田ノ尻一二四―一八から字瀧ノ下四八八までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地

点とアの地点とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域

アの地点 A地点から二四度〇〇分二七・〇〇メートルの地点

イの地点 A地点から一六八度三五分一四五・〇〇メートルの地点

ウの地点 A地点から一七八度三〇分二九六・八〇メートルの地点

エの地点 A地点から二四四度三〇分一七六・八〇メートルの地点

オの地点 A地点から二八一度三〇分二九二・三〇メートルの地点

カの地点 A地点から三三一一度三〇分一五五・〇〇メートルの地点

(三) 面積

六四、三九三・二五平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地及び関連用地

鳥取県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項及び過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第二項の規定に基づき、県が工事を行う町道の区域を次のように決定したので、道路法第十八条第一項及び過疎地域振興特別措置法第十四条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年七月十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
下黒坂線	日野郡日野町野田字前ヶ市二四二 ―三地先から同町野田字上三河原 新田二八七―四一―地先まで	八・二 五―・〇	一、四二六・〇

鳥取県告示第五百二十二号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき町道の改築に関する工事の一部を完了するので、過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
下黒坂線	日野郡日野町野田字前ヶ市二四二 ―三地先から同町野田字中新田二 一四―二地先まで	改築	昭和五十九年七月十五日

鳥取県告示第五百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年三月二十三日 鳥取県指令受都計第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市野坂字市場尻及び字寺之元

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市宮谷一一九

森田健一

鳥取県告示第五百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年五月十一日 鳥取県指令受米土維八第四百四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生字丸池

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五―二

株式会社西米商事

代表取締役 佐野定雄